

# 普代村生活支援ハウス重要事項説明書

< 令和 6 年 8 月 1 日現在 >

## 1. 事業の目的

社会福祉法人普代福祉会が受託する普代村生活支援ハウス（以下、「事業所」という。）が行う事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等（以下、「従業者」という。）が、高齢等のため独立して生活することに不安のある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

## 2. 事業の運営方針

- 利用者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、利用者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることに努めます。
- 事業の実施にあたっては、普代村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 3. 事業所の概要

### (1) 提供できるサービス

事業所名称	普代村生活支援ハウス
所在地	岩手県下閉伊郡普代村第24地割字鳥居5番地1
施設長	中山 学
電話番号	0194-36-1313

### (2) 同事業所の従業者体制

	従事する業務内容	常勤	非常勤	兼務	計
施設長	業務の一元的な管理及び諸規程等の遵守についての指導	1名		1名	1名
生活援助員	支援業務全般	1名以上	5名	5名	5名
事務職員	事務全般	1名以上		3名	3名

### (3) 利用定員及び事業所設備の概要

定員	10名	居室	10室
事務室	1室	浴室	一般浴

## 4. 利用対象者

原則として60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方で、高齢等のため独立して生活することに不安がある方であって、普代村より生活支援ハウス利用決定通知書により許可されている方となります。

## 5. サービス内容

### (1) 基本サービス

- ①生活相談・助言
- ②健康状態の確認
- ③外出支援サービス
- ④入浴サービス
- ⑤買い物代行サービス
- ⑥地域住民との交流の場の提供

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

普代村の規定する「生活支援ハウス利用申請書」に「確約書」、「健康診断書」を添えて提出し、利用許可申請をしてください。普代村より利用が許可され「利用決定通知書」が交付されればサービスをご利用いただけます。ご利用の際、利用契約書・重要事項説明書・別紙料金表を交付し説明を行い、同意を得た上でサービスの提供を開始いたします。

### (2) サービスの利用更新

サービス利用に係る契約期間は原則、年度単位となりますが、年度途中若しくは利用更新時（毎年度末）に利用者から事業所に対して契約終了、又は普代村から事業所に対して利用取消（中止）の申し出が無い場合、本契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。

### (3) サービスの終了手続き

#### ①自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

#### ②その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、又は、利用者や身元引受人（代理人）などが当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、普代村と協議のうえ、サービスを終了とさせていただく場合がございます。
- ・やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合、契約を終了させていただく場合がございます。

## 7. 身元引受人及び代理人

利用者は、契約時に利用者の利用料金等の滞納があった場合に備えて、債務の保証人として身元引受人（代理人）を定めていただきます。

## 8. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額30万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合がございます。

連帯保証人から請求があったとき、施設は連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供いたします。

## 9. 利用料金等

### (1) 実費負担料（光熱水費等）

「実費負担料」（光熱水費等）

① 共通経費（共有スペース光熱水費、居室電話基本料）	1月につき	6,000円
② 外出支援料（利用者の希望で援助員による送迎、付き添い等） ※村内片道1km以内の場合、外出支援料は発生しません。	村内	目的地まで片道 500円
	村外	1Kmにつき 80円
③ 預り金管理料（事務所金庫にて通帳又は現金預りの場合の出入金代行や出納管理）	1ヶ月当たり	600円
④ 買い物代行料（援助員による村外での買い物代行）	1回につき	500円
⑤ その他（日常生活においても通常必要となる費用）		実費相当額

※共通経費には、共有スペースの光熱水費、居室電話基本料金の外、洗濯・乾燥機の使用料も含まれます。ただし、居室電気料金、ダイヤル通話料については、使用料に応じ別途個人負担となります。

※上記以外に自己負担のかかる行事等ありますが、その際には、事前に利用者あるいは身元引受人（代理人）にご連絡いたします。

### (2) 利用料の変更等

事業所は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用料を変更する場合があります。なお、利用料を変更する場合には、あらかじめ、利用者又は身元引受人（代理人）に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

### (3) 普代村による利用料金（基本利用料）の減免措置 あり

### (4) 支払方法

基本利用料については、普代村長が発行する「納入通知書」により、指定日までに普代村に納付してください。

実費負担料については、毎月15日までに前月分の請求をさせていただきますので、月末日までに事業所へお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込 ・ 現金支払 ・ 口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

## 10. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 他の利用者に迷惑を及ぼす場合は、サービス提供中に関わらず、途中でサービスの提供を中止させていただきます。又、利用者やその家族等による事業所の職員に対するハラスメント行為が認められた場合は、サービスの利用制限や普代村と協議のうえ利用契約を解除させていただく場合がございます。

(2) 事業所の管理者が許可をした場所以外での飲酒・喫煙はしないでください。

(3) その他公衆衛生及び生活支援ハウスの管理に支障を及ぼす行為をしないでください。

(4) 利用者の責めに帰すべき事由により、事業所の設備・備品等に多大な損害を及ぼした場合は、補修・修繕を求める場合がございます。

(5) 著しい心身機能の低下や長期入院等により事業所での自立した生活が困難と認められる際は、普代村と協議のうえ契約解除（退所）となる場合がございます。

### 1 1 . 居室等の維持・修繕

- (1) 事業所は、居室・設備等を定期的に点検し、保全上必要と認めたときは、事業所の負担により補修、修繕します。ただし、利用者等が故意又は過失あるいは不当な使用により損傷又は汚損したときは、利用者の負担により補修、修繕していただきます。（※利用者持込の家電製品、居室内電球、蛍光灯等については、利用者の負担により補修、修繕とします。）
- (2) やむを得ない事情等により事業所を退所するときは、入居期間を問わず利用者の負担で清掃業者等による居室の清掃、和室畳の表替えをお願いいたします。

### 1 2 . 秘密保持

事業所及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び身元引受人（代理人）に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。守秘義務は、利用者のサービス終了後も同様といたします。

### 1 3 . 個人情報保護

事業所は、契約者の個人情報について「社会福祉法人普代福社会個人情報の適切な取扱いに関する運用基準」及び「同マニュアル」に基づき適正に取り扱うものといたします。

### 1 4 . 賠償責任

事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償いたします。

### 1 5 . 苦情・相談等に関する窓口

サービスに関する相談・苦情等については、次の窓口で対応します。

- (1) 相談・苦情、要望等申立先 （※事業所設置の「ご意見箱」もご利用いただけます。）

1、当 事 業 所 ご利用相談窓口	苦情受付担当者 居宅介護支援事業所 管理者 小屋敷 智美 在宅サービス課長 山田 豊美 苦情解決責任者 施 設 長 中山 学 ご利用時間 午前8時30分～午後5時30分まで T E L 0194-35-3795
2、普代福社会 第三者委員	前川 佐栄子 T E L 0194-35-2344
	戸草内 順子 T E L 0194-35-3397
	金子 美枝 T E L 0194-35-3533
3、普代村住民福祉課	所 在 地：普代村9-13-2 Tel：0194-35-2113

## 16. 緊急時における対応等

- (1) 事業所は、利用者の健康状態が急変した場合は、次項に記載していただいた緊急連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医に連絡をとる等必要な処置を行います。
- (2) 従業者は、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、協力病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

緊急 連絡先	氏名			
	郵便番号			
	住所			
	電話番号			
	携帯番号			
	続柄			

## 17. 協力医療機関等

事業所では、下記の医療機関等にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応していただくようお願いしています。

協力医療機関等名	普代村国保医科診療所	所在地 普代村10-4-1 電話番号 0194-35-2517
	普代村国保歯科診療所	所在地 普代村10-4-1 電話番号 0194-35-2580
	特別養護老人ホームうねとり荘	所在地 普代村24-5-1 電話番号 0194-35-3577

## 18. 事故発生の防止及び発生時における対応

事業所は、サービス提供中に事故が発生した場合、速やかにその旨を普代村及び身元引受人（代理人）等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 19. 非常災害対策等

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

- ・災害時の対応 久慈広域消防署普代分署、地元消防団、自衛消防隊との連携
- ・防災設備 消火器等消防設備基準準拠
- ・防災訓練 年2回以上の訓練実施
- ・防火管理者 大村 克伸 （副施設長）

## 20. その他

..... 契約をする場合は以下の確認をすること.....

令和 年 月 日

私は、契約書、別紙料金表及び本書面により、事業所から通所介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供について同意します。又、本書面について、事業所より1部交付を受け、受領しました。

<利用者>

住 所

氏 名

印

<身元引受人（代理人）及び連帯保証人>

住 所

氏 名

印

（続柄： ）

生活支援ハウス利用にあたり、利用者に対して契約書、別紙料金表及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、本書面1部を交付しました。

<事業所>

事業所名 普代村生活支援ハウス

所在地 岩手県下閉伊郡普代村第24地割字鳥居5番地1

代表者 社会福祉法人普代福祉会

理 事 長 大 上 重 信 印

<説明者>

所 属 普代村生活支援ハウス

氏 名 .....

印